

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SHOKO CO.,LTD
最終更新日:2016年4月12日
昭光通商株式会社
 代表取締役 宮崎 孝
 問合せ先:03-3459-5111
 証券コード:8090
<http://www.shoko.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業倫理やコーポレートガバナンス・コードに則った健全で透明性の高い企業活動こそ経営の最優先課題であると認識しています。その課題達成のために、経営の正確かつ迅速な意思決定に努め、適宜適切に情報開示を行う等経営の健全性を推進する社内体制を敷き、当社の企業行動規範を基本に、以下の観点を踏まえコーポレートガバナンスの充実に努めています。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務の履行
5. 株主との対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

■第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1－2－4】議決権の電子行使。招集通知英訳

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後15%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

■第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【補充原則3－1－2】英語での情報開示・提供

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後15%以上となった時点で、招集通知等の英訳を進めてまいります。

■第4章 取締役会の責務

【補充原則4－8－1】独立社外者ののみの会合

当社は、独立社外取締役、独立社外監査役による定期的な会合を開催し、情報交換や認識共有を図ります。

【補充原則4－8－2】経営陣、監査役等との連携体制整備

当社は、独立社外取締役と監査役会との会合を開催し、情報交換や認識共有を図ります。

【補充原則4－10－1】指名・報酬等の検討における独立社外取締役の適切な関与・助言

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項を取締役会にて審議する際には、必要に応じて、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

■第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1－4】いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式に関しては、事業運営上の必要性、採算性に加えて、将来性、保有リスク等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しています。政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使します。

【原則1－7】関連当事者間の取引

当社は、取締役が行う利益相反取引、競業取引については、法令や内規に従い、取締役会にて承認を受けています。
 主要株主やグループ会社との取引については、取締役会が定める社内規定に従い、重要性や取引規模に応じて社内承認手続きを実施しています。

■第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3－1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
 経営理念および中期経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しています。
[\(http://www.shoko.co.jp/company/\)](http://www.shoko.co.jp/company/)

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は本報告「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会にて決議している限度額の範囲内で、原則として年俸制とし、役位等によって決定する基本報酬に加え、業

績評価制度に基づき当事業年度における会社業績及び個人の業績を勘案して経営陣幹部が決定しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しています。また、取締役会は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、経営陣幹部・取締役については社外取締役の意見を踏まえて、監査役については監査役会の同意を得て、監査役候補者として指名しています。

(5)取締役が下記(原則3-1(4))を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
平成28年3月開催の株主総会より新任、重任も含め取締役、監査役の選任理由を開示しています。

■第4章 取締役会の責務

【補充原則4-1-1】経営陣への委任範囲明確化・開示

取締役会は、法令および定款に定めるもののほか、取締役会に付議すべき事項として経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資等を取締役会規則において定めています。それ以外の業務執行の決定については経営陣に委任しており、その内容は、各種基本方針や社内規程において明確に定めています。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、平成28年3月開催の株主総会より2名の独立社外取締役を選任しています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東証が定める独立性基準に基づき社外役員に係る独立性基準を定めており、その基準を満たす候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】取締役会の知識・経験・能力のバランス・多様性・規模に関する考え方

当社は、取締役の選任にあたっては、社内外から人格、知識、経験等バランスのとれた構成とすることを方針としています。また、業務執行における適正性を確保し監督の実効性を高めるため、社外取締役として企業経営者等、豊富な経験と幅広い見識を有する者を複数名選任します。

【補充原則4-11-2】取締役、監査役の上場会社役員兼任状況開示

当社は、取締役、監査役の他の上場会社における役員の兼任状況を毎年の事業報告等で開示します。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性評価結果開示

当社は、取締役会において法令等の遵守状況、リスク管理や情報共有、課題解決のスピード感等、取締役の職務執行についてチェックを行い、健全で効率的な経営に努めています。今後は、取締役会全体の実効性をさらに高めるため、毎年、各取締役が自己評価を行う等、取締役会全体の実効性について分析・評価を行った結果の概要を開示いたします。

※取締役会の実効性に関する評価結果の概要

当社取締役会は、役割・運営状況等において、経営上重要な意思決定や業務執行の監督を行うための体制が構築されていることを確認しました。また、各構成員が果たすべき役割を十分に理解し、多様な経験や専門性をもつ社外役員を含めて活発な議論が概ね行われていることを確認しました。

一方、課題として、次年度から社外取締役、社外監査役がそれぞれ1名増員となるため、きめ細かくコミュニケーションの機会を増やし社内情勢についての情報提供、意見交換を実施するべきとの提言が得られました。また取締役会が、「業績評価を適切に行い、役員人事へ反映させること」、「適切なトレーニング機会を提供すること」についても一部見直しの余地があるものと認められましたので、今後検討したいと考えております。

【補充原則4-14-2】トレーニング方針開示

新任の社外取締役・社外監査役には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を、担当役員・常勤監査役等より説明しています。

社外を除く新任の取締役、新任の監査役には、新任役員研修を実施し、必要な法的知識及び取締役の役割や責務を説明しています。

常勤監査役は、新任時のみならず継続的に外部のセミナーや勉強会等に参加し、必要な知識の習得や更新等を行っています。加えて、全役員を対象に、その時々の情勢に適した内容で役員勉強会や講習会の案内による受講を実施し必要な知識の習得や更新等を行っています。

■第5章 株主との対話

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は投資家の皆様とのコミュニケーションを図り、経営の透明性の向上を図ります。

また、当社に対するご理解と信頼を深めるため、当社に関する企業情報をわかりやすく、公平に、タイムリーに、かつ正確に開示します。

(1)総務担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しています。

(2)当社は、情報の収集および管理、開示を統括する企業情報責任者およびそれらを執行する企業情報担当者を設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っています。

(3)当社は株主総会の開催、事業報告の発行及び、ホームページなどにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めています。

(4)経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、必要に応じて経営陣幹部や取締役会へ報告します。

(5)内部情報管理および内部者取引規制に関する規則に基づきインサイダー情報管理を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昭和電工株式会社	47,901,533	43.77
昭光通商従業員持株会	1,095,528	1.00
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,018,000	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	961,000	0.88
株式会社みずほ銀行	950,000	0.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	841,000	0.77
日本証券金融株式会社	777,000	0.71

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	755,000	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	748,000	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	718,000	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 昭和電工株式会社 (上場:東京) (コード) 4004

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の支配株主は、当社の親会社である昭和電工株式会社であります。当該支配株主と取引を行う際は、個別に交渉の上、第三者取引と同様に市場価格等を参考に決定しております。また、その他の関係においても互いの独立性を制限するような事項はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 員数の上限を定めていない

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 [更新](#) 2名社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#) 2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川 和夫	他の会社の出身者											
灘 利浩	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 和夫	○	—	商社・IT関連会社での経験に長年携わった経験を有し、また同社取締役としての経験・知識に基づき様々な問題提起を積極的に行っていただきました。引き続き同氏の経験・知識等を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと思料するため。
灘 利浩	○	—	経営における豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただけるものと思料するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 員数の上限を定めていない

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と監査結果の報告や定期的な会合等により意見交換を行い、会計監査人との連携を図ります。監査役は、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、監査の実施経過の報告を受けています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、監査室と会合をもち、内部統制(財務報告に係る内部統制を含む)に係る状況等その監査結果の報告を受けています。また、監査役は、必要に応じて監査室に対して調査を求めます。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#) 2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 仁和	他の会社の出身者			△			△	△		△				
桜井 修平	弁護士													
廣田 正昭	公認会計士			△			△	△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 仁和		過去に親会社昭和電工(株)の業務執行者	親会社において財務・経理での知識と経験を活かして社外監査役の職務を適切に遂行していただけると思料するため。
桜井 修平	○	——	弁護士としての豊富な経験・知識に基づく長年の経験を有しておりますので、社外監査役の職務を適切に遂行していただけると思料するため。
廣田 正昭	○	過去に親会社昭和電工(株)の業務執行者	公認会計士の資格を持ち、会計に関する専門的な視点から当社の監査に反映していただけると思料するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の評価指標は、営業利益、フリーキャッシュフロー、ROAであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年度中に支払った報酬額は次のとおりです。

取締役に対しては、取締役報酬として6名に60百万円を支払いました。(うち社外1名 6百万円)

監査役に対しては、監査役報酬として3名に31百万円を支払いました。(うち社外2名 25百万円)

この他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額34百万円を支払いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、原則として年俸制とし、役位等によって決定する基本報酬に加え、業績評価制度に基づき、当事業年度における会社業績及び個人の業績を勘案して決定しています。監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

職務を補助する専任のスタッフは配置しておりませんが、取締役及び監査役の求めに応じて、その業務補助のために取締役及び監査役のスタッフを置くこととしています。社外取締役及び社外監査役は取締役会等に出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 監督、意思決定機能の状況

取締役会は、取締役6名で構成し、当社グループの経営方針や会社法および定款で定められた事項および重要な業務執行案件について多面的な検討により迅速に意思決定するとともに、業務執行に係る報告のため、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会の監督機能と意思決定の適正の確保については、社外監査役を含む監査役の監視、各取締役間の相互監視により、その実効性を図っております。

2. 業務執行機能の状況

取締役会に付議すべき事項や重要な案件は、会社法および定款で定められた事項のほか、社内規程により規定されています。

取締役会での意思決定に誤りなきを期すために、取締役・監査役および社長が指名する本部長・部長等で構成され、原則として、月2回定期的に開催される経営会議で、取締役会に付議すべき事項を含め当社にとって重要な案件を戦略性、リスクの内容と程度、成果等の観点から多角的に審査します。

中期経営計画等の経営基本に關わる施策は、経営会議の審議はもとより、取締役全員による充分な検討のうえで策定しています。

また、平成20年1月4日より、執行役員制度を導入し、監督と業務執行を分離させ、権限と責任を明確化し、コーポレートガバナンスの強化と施策実行のスピードアップを図っております。

なお、適切な業務執行上必要な特定事項について、リスク管理委員会の下にコンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会、債権審議委員会等の委員会を設置しており、各委員会は、それぞれの事項に関して調査、研究、審議などを行っています。

3. 監査機能の状況

1)監査役監査:監査役は、取締役会および社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、主要な決裁書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人に説明を求め、経営の健全性確保のための提言、助言、勧告を行っています。

また、グループ会社の監査を充実するため、主要な関係会社の監査役とも連携し、連結経営体制の強化に取り組んでいます。

2)内部監査:内部監査部門は社長直轄の組織として監査室を設置しています。監査室(25名、専任2・兼任23)は、関係会社を含む会社の業務執行状況を調査し、正確性、妥当性および効率性を、また、経営方針、計画および内部統制システムの機能状況を調査し、整合性および健全性を検証しています。内部監査の結果は、監査役会にも報告され、監査役監査と相互の連携を図っています。

3)会計監査人監査:会計監査業務は、あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、監査を実施しています。会計監査人は、監査役と年間監査計画を確認し、監査結果の報告などを通じ、情報・意見交換を行い、連携を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度を採用することにより、経営の公正性及び透明性の向上を図り、効率的企業経営を行っています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

直近の第96回定時株主総会においては開催日(平成28年3月30日)の23日前(平成28年3月7日)に発送いたしました。

その他

招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信、報告書はホームページに公開しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

企業行動規範に「透明な経営の推進」「健全経営の貫徹」等を掲げ、ステークホルダーの尊重を規定しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

企業行動規範に「経営情報を適格に開示し、会社に対する理解と信頼を高める」と規定し、ディスクロージャーの基本方針を定めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会が決議した内部統制システムの整備に係る基本方針は次のとおりです。

当社は、本基本方針に基づき、引き続き、適切な内部統制システムの維持・整備に努めてまいります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスの強化を経営の最優先課題と認識し、全社的な推進姿勢として「企業行動規範」「企業行動指針」を策定し、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、当社および子会社の取締役・使用人等がそれぞれの立場で自らが主体的に法令および定款等を遵守して業務の遂行に当たります。

総務部担当役員を委員長とし、本部長、支店長ならびにスタッフ部門の部長、室長を構成員とした「コンプライアンス委員会」を設け、当社および子会社の「コンプライアンス推進リーダー」を通じてグループ全体のコンプライアンスのより一層の浸透を図ります。

また、当社および子会社は、グループ内において内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見に努め適切な対応を行います。

当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、毅然とした態度で臨みます。

2. 当社の取締役の職務の執行に關わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議等の議事録、決裁書等の文書は、法令および社内の文書管理規程に基づく保存・管理を徹底し情報セキュリティの確保を行います。個人情報の取り扱いについては、個人情報保護方針と同管理規程に基づき対応します。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、重要案件について、原則として毎月二回定期的に開催される、取締役・監査役および社長が指名した本部長・部長等で構成される経営会議において、その戦略性・リスクの内容と程度・成果等を重視し多角的に審議を行います。グループ全体に影響を与える可能性のあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス委員会」「安全保障貿易管理委員会」「債権審議委員会」を設置し、各委員会の対象となるリスクの分析・評価を行い適切な処置で対応します。

なお、平時に於いては、各部門の自立的な管理を基本とし、リスクの分析・評価・対応を専門部門と相談した上で、決裁制度を通じてリスクの管理を行います。

また、事故・災害等の危機発生時には、社長を本部長とする「非常対策本部」を設置するなど、防火防災管理規程により対応します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

当社は、定期例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するなどして、効率的かつ迅速な運営を図ります。

業務の運営は、「経営基本規程類」「経営組織規程類」「業務運営規程類」により、業務分掌・権限等を明確化し、迅速な意思決定と効率的な業務の推進を基本とします。

また、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、それに基づく各単年度予算により、各部門はその目標達成に向け具体的な施策を立案・実行します。

5. 当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスを企業集団の最優先課題として掲げ、研修・指導等を通じて周知徹底を図ります。また、「コンプライアンス相談窓口」の活用を子会社にも適用し、グループ全体としてコンプライアンスの実効性を上げます。

当社および子会社の業務執行を効率的に運営するため、グループ全体の経営の目指す方向として、グループ全体の、中期経営計画を定め、年度の課題および目標値を年間実行計画として設定し、これに基づく業績管理を行います。

また、当社と子会社はグループ会社経営規程にもとづき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報についての定期報告を義務づけ、さらに、子会社の重要な業務執行の決定については、事前協議事項としています。

当社および子会社は、財務報告の適正さについて重い責任を負っていることを認識の上、グループ全体における財務報告の適正性を確保するための体制とシステムを整備します。

また、財務報告の適正を確保するために、その重要性を全社員に対し周知徹底を図ります。

当社および子会社は、財務報告書の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないようIT利用による統制も含め実効性のある内部統制を構築します。

監査役および内部監査部門は、必要に応じ子会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、求めに応じ、監査役の業務補助のために監査役のスタッフを置くこととし、その場合は、当該スタッフの取締役からの独立性および監査役からの当該スタッフに対する指示の実効性を確保します。

7. 当社および子会社の取締役・使用人等が、当社監査役に報告するための体制

監査役は、取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を供覧し、また当社は、社内関係部署の必要な報告を行います。

なお、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令または社内規程に従い、直ちに監査役に報告いたします。

また、当社および子会社の取締役・使用人等は、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

さらに、当社は、グループ会社経営規程で、子会社の取締役・使用人等が、当社監査役へ直接報告する体制を整備し、当社監査役へ報告(間接的な報告を含む)を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないこととしております。

8. その他当社監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社は、監査役が、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。

社長は、当社および子会社が対処すべき課題、監査上の重要事項、監査環境の整備等について意見交換のために、当社監査役との定期会合を実施します。

内部監査部門及び会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合等により、監査役との連携を図ります。

さらに当社は、監査役が職務を執行するための費用について請求があった場合、当社は、その請求が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはしません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議した企業行動規範において「反社会的活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、これを利する行為はしない」ことを明示しています。

反社会的勢力排除に向けた取り組みは、次の通りです。

当社が設置しておりますコンプライアンス委員会によって、不当要求への一元的対応を図り、情報収集、社内周知等を行います。具体的な事案については、警察当局及び外部の専門機関等との連携のうえ、毅然とした対処を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

特にありません。

